

2013年4月13日  
常任理事会承認  
2013年10月5日  
理事会承認

### 日本財政学会「学会奨励賞」内規

1. 本賞は、若手会員の研究を奨励することを目的として設置する。
2. 本賞の対象者は、大会開催第1日目の時点で満40歳以下（共著者がいる場合は全員がこの条件を満たすこと）の会員であり、学会報告の完成論文提出時に本人自らが本賞の対象者となることを大会実行委員長に申請した者とする。
3. 本賞の選考委員会は、大会担当常任理事、大会実行委員長（大会開催校の代表者）、常任理事会が選任する「理事及び理事経験者」3名より構成される。この3名は任期を原則2年とする。但し、大会担当常任理事と大会実行委員長（大会開催校の代表者）が同一の場合には、常任理事会が選任する「理事及び理事経験者」を4名とする。
4. 選考過程の詳細については、選考委員会に一任する。
5. 選考委員の互選により選任された選考委員長は、大会開催第1日目の理事会において審査結果を報告し承認を得た後、総会で受賞者を発表する。
6. 受賞者は、大会開催第1日目の懇親会にて表彰され、次の学会奨励賞を授与される。
  - (1) 賞状
  - (2) 副賞（大会実行委員長に一任）
  - (3) 国際会議における研究報告奨励金（10万円）